

企業等職員受入れ研修に係る企業等公募実施細則

平成 30 年 10 月 5 日
総務局 人事部長
令和 2 年 10 月 30 日 改正

(目的)

第 1 条 この細則は、「企業等職員受入れ研修要綱」に基づき実施する企業等職員受入れ研修について、都に職員を派遣する企業等の公募にあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(実施期間)

第 2 条 企業等の公募は、年間を通じて行うものとする。

(周知方法)

第 3 条 総務局人事部人事課は、新聞、放送、インターネットその他の適切な手段により、企業等に対し公募の実施について周知する。

2 公募により企業等職員の受入れを実施する局等（以下「受入れ局」という。）は、必要に応じて当該局における公募の実施について、適切な手段で周知を行うものとする。

(応募方法)

第 4 条 当該公募に応募しようとする企業等は、別記様式第 1 号に必要な事項を記載した上で、受入れ局の長に対し応募を行う。

(決定方法)

第 5 条 受入れ局の長は、応募のあった内容により、受入れの可否を決定する。当該決定に際しては、総務局人事部人事課に協議するものとする。

2 受入れ局の長は、前項の規定により受入れを決定した企業等に対し、別記様式第 2 号により通知する。

3 前二項の規定に基づく事務をもって、「企業等職員受入れ研修要綱」第 2 条及び同条第 2 項に定める決定に関する事務に代えることとする。

(遵守事項)

第 6 条 公募により実施する企業等職員の受入れにあたり、都及び企業等は、「企業等職員受入れ研修要綱」及び「企業等との人事交流に関する基準」の定めを遵守するものとする。

年 月 日

東京都〇〇局人事主管部長 殿

企業等の名称及びその代表者名

「企業等職員受入れ研修に係る企業等公募実施細則」第4条の規定に基づき、応募します。

都への派遣を希望する職員の氏名・経歴等			
○氏名 (かな)			
○勤続年数		年	
○経歴			
○年齢		歳	
○技能・資格等			
職員の都への派遣に際して希望する職務内容			
○職務内容 (具体的職務及び希望順位の指定も可)			
交流受入れを希望する期間		年	月 日から
		年	月 日まで
その他の条件			
○企業等所在地 〒			
○事業内容			
○従業員数		人	
○資本金		円	
○担当			
部署名		担当者氏名	
電話		()	

文 書 番 号
年 月 日

企業等の名称及びその代表者名 殿

東京都〇〇局人事主管部長

研修の受入れについて（通知）

応募のあった下記の者について、東京都行政事務研修員として受入れることを決定しましたので通知します。

記

- 1 氏 名 （受入研修生氏名）
- 2 研修部署 （配置予定先を記載）
- 3 研修期間 〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで
- 4 その他 本研修は、「企業等職員受入れ研修要綱」の規定に基づき実施する。
なお、当該要綱に定めるもののほか研修の実施に関し必要な事項がある場合は、都と派遣元企業等との間で協議の上、別に定めるものとする。